

答弁書第二号

内閣参質一七八第一号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員秋野公造君提出漁業経営の安定化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員秋野公造君提出漁業経営の安定化に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十年度まで講じられていた軽油引取税に係る課税免除措置（以下「旧免除措置」という。）は、同年度まで軽油引取税が道路の財源に充てるための目的税であったところ、道路使用に直接関連しない用途に供する軽油について講じられていたものであったが、お尋ねの漁船用軽油に関する特例免除措置の平成二十四年度以降の取扱いについては、今後、旧免除措置が講じられていたこのような経緯を踏まえ、税制調査会において、現下の経済情勢や地方公共団体の財政状況も考慮しつつ、政策の合理性、政策手段としての有効性等について総合的に検討した上で、結論を得ることとしている。

二について

漁業経営セーフティネット構築事業については、原油価格の高騰による影響を緩和し、漁業経営の安定を図るために重要であることから、今後とも引き続き、原油価格の動向を注視しつつ、同事業を継続するとともに、加入を促進していく考えである。

